

札幌市公文書管理審議会（平成28年度第2回）

会 議 録

日 時：平成29年1月25日（水）午後3時開会
場 所：札幌市公文書館 3階 講堂

1. 開 会

○大濱会長 定刻になりましたので、平成28年度第2回札幌市公文書管理審議会を開催します。

まず、事務局から報告をお願いします。

○事務局（渡邊行政部長） 行政部長の渡邊でございます。

今日は、大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

今回の審議会は、平成28年度末に保存期間が満了する簿冊の廃棄あるいは移管について委員の皆様からご意見を頂戴して、市の最終的な判断に反映させていくものでございます。

昨年12月末に資料をお送りして、既にご質問なども頂いておりますので、それらに対する回答について、本日の議題の中に織りまぜて説明をさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況をご報告いたします。

事前に山下委員から欠席する旨の連絡を受けてございますが、会議の定足数は委員7名の過半数となっておりますので、会議としては成立していることをご報告させていただきます。

次に、資料の確認でございますが、総務課長から説明させていただきます。

○事務局（前田総務課長） 総務課長の前田でございます。よろしくお願いいたします。

お手元にお配りしている資料に沿ってご説明を申し上げます。

まず、次第をお配りしておりますが、本日の議題は、平成28年度末に保存期間が満了する簿冊の措置決定（公文書館への移管又は廃棄）の確認についての1件でございます。

次第の裏面をご覧ください。

配布資料を記載しておりますが、本日配布させていただいている資料は4種類でございます。

資料1が、移管決定までの経過について、資料2が、平成28年度末に保存期間が満了する簿冊の移管指定状況、資料3が、平成28年度末に保存期間が満了する簿冊の廃棄予定一覧です。以上、3点については、昨年中にお送りしております、一部訂正等をして、事前に配付させていただきました。

資料1と資料3については、事前に配付させていただいた資料と同一のものを本日改めてお配りしておりますが、資料2については、その後、一部訂正をさせていただき、本日お配りしたのが最新のものとなっております。訂正内容等については、後ほど詳細を説明させていただきたいと思っております。

それから、資料4は、事前に各委員からご質問をお寄せいただき、一覧としてまとめたものを新たにご用意申し上げます。

以上、4種類をお配りしておりますが、各委員、お手元に資料はございますか。よろしゅうございますか。

以上、4種類の資料を使って本日は進めさせていただきたいと思っております。
報告事項は以上でございます。

2. 議 事

○大濱会長 議事に入ります。

議題は、平成28年度末に保存期間が満了する簿冊の措置決定（公文書館への移管又は廃棄）の確認についてです。

まず、資料について一括して事務局から説明してください。

○事務局（綿貫公文書館長） 公文書館長の綿貫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1と資料2について説明申し上げます。

資料1は、平成28年度保存期間満了簿冊の移管決定までの経過についてまとめております。

6月から3月までのスケジュールを掲載しておりますが、6月から12月の協議終了までは昨年度とほぼ同様となっております。

順次、作業手順を説明いたします。

まず、6月から7月初めにかけて、①のとおり、各課が、保存期間満了予定簿冊について、来年度以降は業務上使用しないということで保存期間満了とする簿冊と、保存期間を延長して来年度以降も業務上使用する簿冊とに峻別いたしました。

その結果、この時点で、公文書館に移管あるいは廃棄すると判断した簿冊が11万8,414件ございました。また、来年度以降も業務上使用する、あるいは移管か廃棄の判断を後の年度で決めることとして保存期間を延長すると判断した簿冊が7,569件ございました。

次に、②ですが、各課では、7月から8月初旬にかけて、保存期間満了と判断した簿冊の中から、公文書館への移管簿冊を指定しました。また、これと並行して、公文書館においても移管指定を行いました。

その結果、公文書館では551件、各課では237件の指定となりました。詳しくは下の表のとおりでございます。

次に、③ですが、公文書館及び各課で選別した移管簿冊の指定状況を11月2日に文書で各課に通知し、双方で判断が異なる簿冊の取り扱いについて協議を行いました。そして、公文書館だけが移管指定した簿冊と、各課だけが移管指定した簿冊の協議結果について、それぞれ表にしております。

公文書館のみが移管指定した355件の簿冊について協議した結果、移管が243件、延長が97件、指定取り消しが15件となりました。

また、各課だけが移管指定した41件の簿冊について協議した結果、移管が6件、延長が10件、指定取り消しが25件となりました。

このような各課と公文書館の協議結果を④の表にまとめております。

移管は445件となり、延長については、ご説明した㉞、㉟、㊱のほか、協議対象外の簿冊で、昨年7月2日以降に各課が別途延長した2,185件も含めて合計で9,861件で、満了、廃棄が11万5,677件となりました。

現時点での移管率は約0.4%です。しかし、保存期間が30年以上の簿冊のうち、1,197件が延長されており、この中には、移管するか廃棄するかを後の年度で判断するというで延長されたものも含まれておりまして、従来の実績ベースでは、延長簿冊の50%程度が移管されるという傾向がございますので、そういったことを加味して推測すると、全体の簿冊のうち、0.8%以上が移管されるのではないかと見込んでおります。

最終的には、この度の審議会でご意見をいただき、それを尊重して、3月末までに移管簿冊と廃棄簿冊を決定することになります。

続いて、資料2について説明させていただきます。

資料2は、平成28年度末に保存期間が満了する簿冊の移管指定状況の一覧でございます。

資料の1枚目では、局別内訳、該当基準別内訳、保存期間別内訳、指定状況別内訳について、それぞれ表にまとめております。

資料の2枚目以降は、移管指定簿冊の一覧表となっておりますので、1ページから14ページまでが保存期間が30年の簿冊で、15ページから23ページまでが保存期間が30年未満の簿冊でございます。

ここで資料2の訂正がございます。

委員の皆様は事前にお送りした資料を一部訂正して本日配付しておりますので、以前お送りしたものと、本日配布したものが若干異なっております。本日お配りしたものが正しいものです。大変申し訳ございません。お詫びさせていただきます。

それで、どこが変わったかということですが、資料2の1枚目の該当基準別内訳の表の中の数字が若干変わっております。

まず、表の上から4番目の褒章・叙位・叙勲・表彰の件数が、事前にお送りした資料では33件でしたが、本日お配りした資料では31件に訂正しております。

同様に、上から8番目の要綱・要領・指針等の制定改廃の件数を4件から3件に訂正しております。

また、上から12番目の関連団体の設置・廃止の件数を1件から5件に訂正しております。

そして、その一つ下の統計関係の件数を2件から1件に訂正しております。

これらの件数の訂正の原因になった個所についてですが、資料2の2ページをご覧ください。

表の通し番号で30番から33番までの4件の簿冊について、公文書館指定基準という項目の記載が誤っておりました。

正しくは、本日お配りしている資料に記載しているとおおり、これらは、関連団体の設置廃止という指定基準に該当するために移管するとしているものですが、事前にお送りした資料では、誤って別の指定基準が記載されておりましたので、おわびして訂正をさせていただきます。

この部分が変わった関係で、1枚目の表の数字も変わったということでございます。

それでは、1枚目の表に戻り、移管指定状況の各内訳表について説明をさせていただきます。

まず、局別内訳では、総務局が最も多く94件で、次いで、財政局、建設局、都市局の順になっております。

昨年度までと比較すると、特に総務局の移管件数が増加しておりますが、その要因としては、今年度、訴訟関係の文書などがまとまって移管されたほか、機構改革の関係で、これまで市長政策室が所管していた文書で総務局に引き継がれたものがかなりあったということがございます。

次に、該当基準別内訳では、訴訟・不服申し立てが最も多く、次いで、個別の事業及び制度等、予算編成・決算調製、褒章・叙位・叙勲・表彰の順になっております。

次に、保存期間別内訳では、30年保存が273件で、3分の2近くを占めており、10年保存以上のものまでを合わせると381件で、全体の85.6%となります。

次に、指定状況別内訳では、公文書館で指定した簿冊が243件、次いで、原課と公文書館の双方で指定した簿冊が196件でございます。

資料1と資料2の説明は以上でございます。

○事務局（前田総務課長） 続いて、資料3のご説明をさせていただきます。

資料3は、平成28年度末に保存期間が満了して廃棄される予定の簿冊のうち、実際の保存年数が10年以上である簿冊の一覧表となっております。

まず、表紙についてご説明申し上げます。

保存期間別内訳の表の中で、保存期間の①の30年については、簿冊を作成する段階で保存期間を30年と定めたものでございます。公文書管理条例制定前は永年という区分で保存していたものを、30年という区分に切りかえているのですが、これが392件となっております。

次に、保存期間の②の11年から29年についてです。公文書管理規則では、保存期間を定める場合、原則として、1年、3年、5年、10年、30年から選択することとなっております。原則的には五つの区分になるのですが、現実には、定型的な期間以外の保存期間が法令で定められている場合などがあり、15年とか20年という保存期間となっているものもございます。そういったものを保存期間が11年から29年のところにまとめており、131件となっております。

次に、保存期間の③の10年については、簿冊を作成する段階で保存期間を10年と定めたものですが、3,519件と、保存期間別では一番多くなっておりますので、主な種

別ごとに内訳を設けて記載いたしました。

次に、保存期間の④の10年未満については、簿冊を作成する段階では保存期間を例えば5年とか3年など10年未満と定めていたものを、業務上使用するなどの理由で保存期間を延長した結果、最終的に10年以上保存されることとなったもので、484件となっております。

以上を合計すると4,526件で、これが今回ご審議いただく対象となっております。

そして、ご審議の結果、当初案どおり廃棄が妥当であるというご判断であれば、来年度早々に廃棄することとなりますし、公文書館への移管または保存期間の延長が妥当であるというご意見であれば、廃棄を取りやめ、移管または保存期間を延長するというご意見で改めて検討することとなります。

では、簿冊一覧についてご説明申し上げます。

1ページをご欄ください。

まず、保管单位名称については、簿冊を保有、保管している部署を記載しております。札幌市の組織は、局、部、課、係という区分がございますが、文書管理は、基本的には課単位で行われており、一部、出先の部署などでは係単位で行われる場合もございます。そういったことで、保管单位名称には、簿冊が管理、保管されている課や、場合によっては係の名称が記載されております。

次に、簿冊名称についてですが、公文書は、基本的に、事務や事業ごとにまとめてファイルにつづられており、そのファイルのことを簿冊と呼び、簿冊ごとに付けられたタイトルを簿冊名称としております。

次に、簿冊整理番号についてですが、簿冊情報は、コンピューターシステムで登録、管理しており、登録した際に、簿冊固有の番号として簿冊整理番号が付番されます。

次に、完結年度については、事案の処理が終了した年度ですが、わかりやすく申し上げますと、いつごろに作られた簿冊かということを示しております。

次に、保存期間についてですが、ここに記載している年数は、各簿冊の作成時に定められた保存期間となっております。

次に、実際の保存年数については、保存期間の年数が簿冊作成時の当初予定であるのに対して、実際に各簿冊が保存されていた最終的な保存年数を示しております。

資料3のご説明は以上でございます。

続いて、資料4の説明をさせていただきます。

事前に3種類の資料をお送りし、各委員からお寄せいただいたご質問について一覧にしたのが資料4でございますが、それらに対してご回答申し上げます。

まず、1ページの質問番号1は、郡司委員から頂いた質問ですが、内容としては、保存期間の延長に関するものです。

ここに挙げられている簿冊については、実際の保存年数が、簿冊作成当初に設定した保存期間の1.5倍以上、2倍とか3倍となっていた簿冊で、当初予定の保存期間に比べて

相当年数の延長をしたものですが、それらを今年度に廃棄することになったのはなぜかというのが1点目のご質問でございます。

2点目のご質問は、当初の保存期間に比べ、場合によっては2倍以上の期間にわたって保存し、長らく使用してきた文書が今回廃棄されて本当によいのか、改めて延長する必要があるものも含まれているのではないかとということでございます。

1点目についてご回答いたします。

各簿冊を所管する課に確認したところ、資料3の廃棄予定一覧に載せたものの大多数については、この度改めて文書の必要性を精査した結果、業務に使用する必要がないとの判断に至ったということでございます。

また、そのほか、めったに起こることがない事例に関わる文書を長く保存してきたのですが、最近、そのような事例に相当する新しい事例が発生したため、相当延長して持っていた昔の資料の保存の必要性がなくなったということで廃棄するものも含まれてございました。

○大濱会長 1点目の回答について、郡司委員からご質問はありますか。

○郡司委員 私は、延長の期間とはどういったことかという点も含めて質問させていただいたのですが、新しい事案が発生したために廃棄するというのは、それまでのものは次の事案に入っているから要らなくなったと考えてよいのでしょうか。

○事務局（前田総務課長） 今申し上げた後者の例は、実務を執行する上で参考事例になる事柄として過去のものを保存していたのですが、参考事例とする事柄について、従前は相当年数がたった過去の事例しかなかったのが、同様の事例が最近起こったために、その事例を参考として保存しておけば、それ以前のものには必要がないという判断に至ったものでございます。

○大濱会長 1ページの最後に載っている埋蔵文化財照会・回答についても、そういうものとして見ればいいわけですね。

○事務局（前田総務課長） そういった分類になっております。

○大濱会長 過去の事例と同じだということですね。わかりました。

いいですか。ほかにご質問はありますか。

では、2点目について回答をお願いします。

○事務局（前田総務課長） 続いて、郡司委員から頂いた質問の後段についてご回答いたします。

これまで長らく保存してきたものを本当に廃棄していいのかどうかというご質問でございます。

廃棄決定となった簿冊については、新年度、各所管課に一覧を配付して、廃棄に向けての事務処理に移ってまいります。このようなご質問、ご意見をいただきましたので、それらについて、廃棄することが妥当かどうかを最終確認するよう改めて周知した上で、廃棄に移っていきたいと思っております。

質問番号1に関する回答は以上でございます。

○大濱会長 では、質問番号2について説明してください。

○事務局(綿貫公文書館長) 郡司委員の2番目の質問について説明させていただきます。

褒章・叙位・叙勲・表彰関係の簿冊が廃棄となっているが、何か理由があつてのことなのかというご質問で、具体的には、170番、171番、191番、275番、285番から288番についてご質問が出ております。

まず、170番の紺綬褒章関係書に関してですが、この褒章については、秘書課で全市の分を取りまとめている、秘書課にその文書があります。高齢福祉課などに関係するものが秘書課に集まってきて、それをまとめて国に出しておりますので、秘書課のものを保存して、それ以外の課のものは保存しないということでございます。

続いて、171番の表彰褒章関係書に関してですが、このうち、褒章については、今申しましたように、秘書課が主務課でございます。

それから、表彰については、当時の民生局社会部の庶務担当が局内の取りまとめをしておりまして、そちらの文書を保存すれば、高齢福祉課の文書は保存する必要はないだろうと判断しております。

次に、191番の叙位・叙勲、死亡者叙位・叙勲に関しては、担当は健康企画課ですが、これも秘書課で全市分を取りまとめているので、健康企画課のものは必要ないと判断しました。

次に、275番の表彰関係書に関してですが、これは白石消防署の職員を表彰しているもので、市民や外部の方の表彰ではなく、職員表彰関係の文書については保存の必要がないと判断しております。

次に、285番から288番の4件に関しては、中央区の市民部地域振興課の関係分ですが、これらについては、本庁部局で全市の分を取りまとめているので、各区役所から候補者を出してもらって、最終的には本庁部局で決めていることから、本庁で決めた文書を保存すれば、各区で推薦したものは保存の必要がないのではないかと考えております。

285番の社会教育功労者表彰は教育委員会が、286番の札幌市民スポーツ賞はスポーツ局が、287番の青少年育成委員功労者表彰は子ども未来局が、288番の優良青少年育成者表彰は子ども未来局が所管しておりますので、こういった本庁部局のものを保存してまいりたいと考えております。

郡司委員の2番目の質問についての説明は以上でございます。

○大濱会長 郡司委員、何か質問はありますか。

○郡司委員 つまり、ダブっているので廃棄するという意味ですね。

○事務局(綿貫公文書館長) そうです。

○郡司委員 よくわかったのですが、逆に言うと、移管指定簿冊となっている資料2の8ページの172番などはダブっていないということでしょうか。

○事務局(綿貫公文書館長) 172番の大臣表彰公衆衛生については、当時の厚生省の

大臣表彰で、特定の分野に関係するものです。叙勲・褒章であれば秘書課が所管するのですが、こういう省庁関係のものは、比較的、縦割りで該当する局で取りまとめて出しているケースが多うございまして、この件は、保健福祉局が札幌市側の所管局となって出していて、ダブるものがないということで、移管したいと考えております。

○郡司委員 わかりました。

○大濱会長 ほかにございますか。

それでは、質問番号3について説明をお願いします。

○事務局（綿貫公文書館長） 質問番号3は項目がたくさんございますので、ページごとに区切って説明いたします。

まず、121ページの691番のアスベスト関係通知・照会・回答についてですが、これはどういった文書かということの説明いたします。

環境局に、国や北海道などから、指示、通知、問い合わせ、照会が来て、それが各局にまたがる場合、各局関係のアスベストの状況を環境局で取りまとめて回答しているのですが、その文書や通知がつづられております。また、中には、照会に対して各局単独で回答することもあるのですが、その際に環境局で供覧したコピーなどもつづられております。

内容的には、個別施設の詳しい状況までは書いていなくて、全市分の概要をまとめて報告しているものが多く、10年保存ということもあって、資料的な価値は比較的低いと考えられますので、事務局としては、廃棄してよろしいのではないかと判断いたしました。

この点については以上でございます。

○大濱会長 続けて説明してください。

○事務局（綿貫公文書館長） 次に、122ページの714番の彫刻作品「サンダーロック」輸送業務原議に関してですが、有名な彫刻家のイサムノグチの「サンダーロック」という作品を1998年から借り受けて、芸術の森の美術館で展示しておりました。

その後、イサムノグチの設計によるモエレ沼公園が造成されましたので、ここに設置したいという考えもあったのですが、購入するとなれば金額が1億5,000万円ぐらいになると見積もられて、非常に高額なために購入を断念したという経過がございます。

それで、購入を断念して返還するとなったときに、アメリカに送らなければならないということで、その輸送業務に関する契約を結ぶための関係書類が714番でございます。

例えば、「サンダーロック」の購入をやめた経過の起案などであれば、資料価値は非常にあると思うのですが、輸送業務の起案で、10年保存ということもあって、価値は比較的低いと考えられますので、廃棄と判断しております。

次に、125ページの一連の映画祭の関係に関しては、現在、札幌国際短編映画祭ということで開催されておりますが、2006年当時、平成18年当時の一連の文書です。ただ、一部、違う文書も交じっております。

それで、国際短編映画祭の前身であるイベントは2000年から開催されております。当時、俳優の別所さんがメインになって、全国的に展開していたアメリカン・ショート・

ショート・フィルム・フェスティバルというのがあって、その北海道地区のイベントとして2000年から始まっております。

2002年からは、ショート・ショート・フィルム・フェスティバル in 北海道と名前が変わりました。

この当時は、関係する方によって自主的に運営されていましたが、札幌でのイベントについては、だんだん独自性が出てきて充実され、札幌市としても頑張っってやっっていこうということもあって、2006年から、札幌国際短編映画祭と名前が変わりまして、ショート・ショート・フィルム・フェスティバルからは独立した形で、実行委員会と札幌市の共催として今まで開催されてきております。

これについて、どの程度重要と見るかということですが、それなりに知名度はあるものの、札幌市が関わっているイベントや民間団体主催の行事などがたくさんある中で、重要性はそれほど高くないのではないかと判断して、保存とはしておりません。

もう一つ、2000年からやっってきて、やり方はちょっと変わったのですが、新規のものでないということもあって、重要性の判断としては、そこまでは必要がないと考え、移管しないこととしております。

それで、この中に、映画祭と違うものがいくつか交じっております。

まず、766番の平成18年度デジタルコンテンツ人材育成事業費に関してですが、映画祭とは別に、豊平にある札幌市デジタル創造プラザで、デジタルコンテンツの事業を担う方の育成事業をやっております。ここでは、施設の運営、ビジネスマーケティングの支援、海外交流事業などを行っておりますが、そういった関係の個別事業で、10年保存の文書であることから、移管基準に該当しないのではないかと判断しました。

また、773番の平成18年度コンテンツ流通実証実験（総務省）に関してですが、総務省が地域を選定してデジタルコンテンツ流通実証実験をやっております。札幌市でも、教育用コンテンツの実証実験や、災害時の緊急警報の情報を配信する事業の実証実験などを行っておりますが、これも、個別事業の一つと考え、10年保存であることや総務省主体のものということもあって、移管基準には当たらないと判断いたしました。

次に、128ページの835番のタマネギ産地整備事業・新農業構造改善事業（北札幌）指定調書と、836番の新農業構造改善事業（北札幌）事業完了報告・計画達成状況報告に関してですが、農水省の事業の新農業構造改善事業は、土地利用型農業の構造改善を目的とした補助事業や単独融資事業で、土地利用権の設定や農用地流動化の機運があり、農業構造改善の条件が熟している地域を対象として、農業構造改善事業や農用地有効利用モデル事業、集落整備事業などを展開しております。

国から地域指定をされ、補助や融資を受けてやっっている事業はいろいろございますが、それらの全部が保存対象ということではなく、特に重要なものを選んで保存しておりますので、これについては、特別の重要性はないのではないかとということで、保存の基準に該当しないと判断いたしました。

それから、131ページの連続立体交差事業の関係の4件に関してですが、ご質問は、全国街路事業促進協議会会長賞を受賞した白石駅の関連事業だとすれば、移管する価値があるのではないかということだったと思います。

そこで、連続立体交差事業についてご説明いたします。

連続立体交差事業は、鉄道の一定区間を高架化あるいは地下化することによって、一定区間内の複数の踏切を除去して、交通渋滞や踏切事故の解消を図る都市計画事業でございます。古くは、昭和15年の内務省と鉄道省のいわゆる内鉄協定によって始められ、いろいろ発展し、現在では、国土交通省のいわゆる連立要綱に基づいて、鉄道の高架化や地下化の事業をやっております。

札幌市内の代表的なものとしては、新札幌駅周辺の事業もありますが、大がかりなものでは、昭和53年度から平成3年度にかけて、函館本線の札幌駅を中心とした高架化事業があって、函館本線の新琴似通から苗穂駅間と、札沼線の桑園駅から下手稲通間について実施をしております。

その後は、平成4年度から8年度にかけて、札沼線の宮の森北24条通から西牧場線の間と、平成8年度から12年度にかけて、札沼線の新川通から創成川通の区間について実施をしております。

それで、JRの白石駅周辺地区の整備事業については、平成16年度に都市計画決定をされ、平成17年度に事業認可を取得して、平成19年度に工事に着手しておりますが、駅の南北の駅前広場を整備し、鉄道をまたぐ形で自由通路を整備するという事業でして、連続立体交差事業とは異なる事業になっております。

そういった関係がございますので、この文書については、白石駅の事業とは別個のものと考えております。また、連続立体交差に関しては全国団体もあり、その会議や研究会に関するものや、照会に対して回答するという関係のものが多いと考えております。

年代的には、札幌市で実施した連続立体交差事業と関連する時期のものもありますが、保存期間が10年ですし、重要性が比較的低い文書と考え、移管の基準に該当しないと判断しております。

続いて、165ページの354番の交響曲「北の大地」実行委員会関係に関してですが、石狩川治水80周年記念委嘱作品ではないかというご質問をいただいております。

これに関しては、非常に似た名前の楽曲が二つあって、石狩川治水80周年のほうは、佐藤眞さんが作曲した交響詩「北の大地」でございます。

354番の文書にかかわっているのは、交響曲「北の大地」でございます。これは、北海道国際音楽交流協会、略称・HAIMESが実行委員会を設置し、栗山和樹さんに作曲していただいた楽曲でして、所管の文化関係部局で、外部団体がやられた事業の関係文書をつづっているということで、札幌市が主体になってやったものでもないの、重要性が比較的低いのではないかと考え、基準に該当しないと判断いたしました。

次に、369番の受動喫煙防止対策に関してですが、健康増進法がこの頃に施行されて

いて、受動喫煙防止対策の主務課は、保健福祉局の保健所の健康企画課となっております。それで、ここに載っている文書は、同じ保健福祉局でも介護保険課の文書で、担当部署の関係からいって、受動喫煙対策全般のことではなく、介護に関係する文書と思われるので、受動喫煙防止に関する札幌市の政策という点では重要性が低いと考え、基準に該当しないと判断しております。

次に、371番の衛生管理・感染症関係（SARS）に関してですが、当時、SARSという肺炎が流行し、特に中国などを中心として、世界的に非常に問題になりました。

日本では、2003年4月に、近畿地方で、SARSに感染した外国人が一時入国したということで騒ぎになったのですが、この方はそのうち出国してしまい、国内では、SARSをうつされたり感染した方は発生しませんでした。

それで、札幌でも感染事例は発生しませんでしたので、この文書は、具体的にこう発生して、このような対策をとったという内容にはなっていないで、こういう問題があるとして厚生労働省から札幌市に来た通知などとなっております。もし札幌で事例が発生していれば、非常に重要な事例ということで、保存の必要があると思うのですが、こちらには波及してこなかったで、そこまで重要性はないのではないかと考え、基準に当たらないと判断いたしました。

次に、168ページの423番の市民による環境プラザ懇談会に関してですが、札幌駅北口のエルプラザの2階に環境プラザが入っていて、環境に関する展示や情報発信、あるいはいろいろな活動の拠点となっております。

現在は、指定管理者が指定され、運営協議会が置かれて、活動をしているわけですが、これを設置するに当たって、2002年から意見交換会が始まり、2003年度から2004年度にかけて、札幌市が主催した懇談会が開催され、2005年度から2007年度にかけては、市民が主体となった懇談会が開催されております。

その後、2010年度から13年度にかけて、環境プラザの事業検討部会が開催され、2014年度からは運営協議会が開催されております。

それで、2002年からの意見交換会や懇談会については、議事録が全てホームページで公開されておまして、本件の簿冊は、そのうちの2005年当時の運営庶務関係の文書と思われるが、重要性という点では、どういった議論がされたかという経過が一番重要で、公開されている議事録のほうがむしろ重要性があると考え、今回の文書は移管の基準に当たらないと判断いたしました。

次に、169ページの441番のクリーン薄野活性化連絡協議会に関してですが、国が都市再生プロジェクトのモデル地区を順次指定してきており、2005年6月には、札幌の薄野も含めて、全国の主な盛り場が第9次のモデル地区に指定されました。

これを受けて、2005年12月に、札幌市の公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等の勧誘行為等の防止に関する条例が施行されましたが、これをきっかけにして、クリーン薄野活性化連絡協議会を2005年12月に設立しております。

また、2002年に策定された都心まちづくり計画に基づく薄野地区のエリア事業という位置づけもあって、まちづくり組織を作ったり、ソフトプログラムを展開することになっておりますが、それに連動する形でクリーン薄野活性化連絡協議会が活動しております。

この協議会の中に、2006年2月には活性化プロジェクトを、5月には防犯プロジェクトを設置して、活性化とか防犯に係る事業を展開してきております。

それで、この文書は、協議会にプロジェクトを設置した2006年当時に関わる文書と思われるのですが、あちこちで都心まちづくり計画に基づくエリア事業がされていて、個別の事業についてどこまで保存していくのかということもありますし、これは、いろいろ展開されている中の一つと考えられますので、まちづくり計画の全体的な関係文書を保存すれば概要は把握できるのではないかとということで、事務局では、保存の基準に該当しないと判断いたしました。

質問番号3についての説明は以上でございます。

○大濱会長 それでは、褒章関係について質問はないですか。

褒章関係についてはいいですね。

次のアスベスト関係の回答について質問はございますか。

○郡司委員 アスベスト関係だけではなくて、全体として、期間が短いので、実際に文書を見ると大したものが入っていないのだろうなというのはわかるのですが、例えば、アスベスト関係については、ほかのところでそれなりのものがあるのかどうか。

結局、今、問題になっている中で、これを捨てたら、今後、アスベスト関係の文書はないというようなことでいいのだろうか、そこが私としては不安です。簿冊自体は大したことがないと思うのですが、ほかのところでちゃんとフォローされているのか、そこが引っかかっています。

3番目の質問は大方そういうものですが、例えば、国際短編映画祭について知名度が低から要らないという判断が、長い目で見て本当にいいのかどうか、引っかかる場所があります。

もう一つは、ホームページで公開しているから大丈夫という回答についても、ホームページはどれだけ長く存在し続けるのだろうか、紙として公文書館に入ってこなくて大丈夫なのかということも不安に思いました。

それから、まちづくり計画の概要があるから、個別事案については残さなくてもいいというのも不安です。もちろん、全てを残すことは不可能だというのはよくわかるし、実際に文書を見れば、大したことがないなというのが多いのだろうと思うのですが、個別事案についてはどういう基準でやっていくのか。これは本来どっちが検討するのか、よくわからないのですが、そういう点をちょっと不安に思っています。

実際のところは、多分、保存してもしょうがないものが多いのだろうと思います。例えば、「サンダーロック」については、この資料自体は本当に面白くないものだと思うのですが、「サンダーロック」に関わる経緯がほかでわかるのかどうか。ほかの資料に入って

いることが確認できれば、とても安心できるなと思いました。

○事務局（綿貫公文書館長） まず、アスベスト関係に関してですが、各施設のアスベストの状況については、縦割りという話もありますが、学校関係であれば教育委員会というように、それぞれのところで所管しておりますので、そこで記録している文書を保存すると、一番詳しい形のものが残ると思います。

また、環境局で取りまとめているものについても、重要な文書として30年保存のものがございますので、それらを保存する必要があると考えております。

それから、公文書館の関係でも、同じような照会が来ているものが一部ありますので、公文書館に関わるものについては、サンプルという形で保存していきたいと考えております。

それから、「サンダーロック」に関して、本体の購入をやめた経過がわかる文書がどこかにあるかどうかということですが、あるとすれば当時の環境局のみどりの推進部です。機構改革があって、今は建設局になっていると思うのですが、本来、公園を所管しているところで保存しておくべきものだと思います。現在、そこにあるかどうかという具体的なことまでは把握しておりませんが、本来はそういう文書を保存していくべきものと考えております。

次に、国際短編映画祭に関してですが、これは価値判断として微妙なところがあると思います。これぐらいのものまでは残しておくべきだというお考えもあると思いますが、公文書館の書庫のキャパシティの問題もありますので、残すものの範囲をどこまで広げるのかというのは、判断が難しいところかと思っております。

また、クリーン薄野活性化連絡協議会に関しては、薄野だし都心ということもあって、その辺をどの程度重視するか、これも重さの度合いになってきますので、この辺まで保存するのかどうかということがあると思います。毎年やっている事業でもありますので、例えば最初のところだけでも残しておくかどうかなど、その判断は、いろいろな事業がある中でなかなか難しいなと思います。

○鈴江副会長 今のご質問の中に、ホームページで公開されている議事録が紙ベースでどう残るのかということがありました。私もそのことは聞きたいと思っておりましたが、その点はいかがですか。

○事務局（綿貫公文書館長） 環境プラザのホームページについては、指定管理者と運営協議会で管理していることもありまして、現在のものがどのように保存されていくかというのはよくわからない部分もありますので、問い合わせを確認したいと思います。

○大濱会長 市のホームページで公開している議事録や報告書は、みんな紙に残すようになっているのですか。

○事務局（綿貫公文書館長） 会議を開催していれば、ホームページとは別に、文書を作成していると思います。

○大濱会長 別に会議録として残しているわけですか。

○事務局（綿貫公文書館長） 起案するなどして記録しております。

○大濱会長 「サンダーロック」の関係とアスベスト関係はいいと思うのだけれども、映画祭については、もし今のものに関わるのならば、どう考えるのか。文書の中身がわからないけれども、V o 1. 1と2と3は連続性があると考えられるのならば、どうなるのか。

これはどのような内容ですか。こんな上映があったということだけですか。それとも、企画の中の立ち上げのいろいろなものが出ているのですか。

○事務局（綿貫公文書館長） 個別の中身までは詳しく見ておりませんが、この年から札幌市と実行委員会の共催という形式になりましたので、V o 1. 1と2と3については、恐らく内容面ではないかと思えます。その下のものが助成金と雇用関係になっておりますので、V o 1. 1と2と3は、むしろ内容にかかわるものではないかと推測されますが、詳しいところまではわかりません。

○大濱会長 そうすると、このV o 1. 1と2と3に続いて現在の映画祭になっていくわけですね。

○事務局（綿貫公文書館長） これは、平成18年度に行われた第1回映画祭の中の1分冊、2分冊、3分冊ということだと思います。その後、今までずっと開催され続けておりますが、それは新しい文書ということになります。

○大濱会長 現在の映画祭の歴史を考える上で、これで大丈夫ですか。

○事務局（綿貫公文書館長） 映画祭については、刊行物や報道されているものもありますが、それでよしとするか、裏方のものまで含めて、特に初期のものは重要視して残しておくか、その辺の価値判断になると思えます。

○大濱会長 刊行物等は、ある程度、関係施設にきちんとあるわけですね。

○事務局（綿貫公文書館長） 一般に出版されたものなど、表に出ているものは、新聞の縮刷版とか図書館で収蔵する雑誌といった形で残っていきますので、プログラムの内容などは後々でもわかると思うのですが、裏方の部分をどの程度残していくかという話になると思えます。

○大濱会長 裏方のことは要らないですよ。この辺はいかがですか。この案でいいですか。

○郡司委員 薄野活性化連絡協議会について、当初の資料だったらどうだろうかという、揺れたご発言があったのですが、その辺はどうなのでしょう。

私も、ここにある中で当初かなと思うものを出しています。ざっと調べて、2年目、3年目以降の資料は出していないのです。

個別事案についてどこまで残すかということもあるのですが、薄野活性化連絡協議会などに関しても当初の資料ということで、大丈夫かなと気になりました。

○事務局（綿貫公文書館長） ご指摘のとおり、これも当初の資料ということにはなると思えます。活性化プロジェクトや防犯プロジェクトを立ち上げたのが2006年で、それが始まって、さらにプロジェクトを充実させていく時点の文書ということになると思いま

す。

それで、都心まちづくり計画に基づいて、いろいろなエリアで事業が展開されている中の一つの事業ですので、それをどこまで拾っていくかという、まさに価値判断、取捨選択になると思います。薄野だし重要だと考えれば残していくことになるのですが、いろいろやっている事業を全部残していくのかということにもなりますので、その辺の価値判断かと思います。

○大濱会長 もう一つは、書かれている内容がどういうものかですよね。書かれているのが、この協議会の議案はこうだったというのなら要らないでしょうが、議論があって、どういう形の議論だったかが読めるならば、当初のものが今後の薄野の方向性にかかわってくるわけだから、それはそれなりの意味がありますよね。その内容については確認されていないのですか。

○事務局（綿貫公文書館長） 具体的に、そこでどういう議論がされているかですね。

○大濱会長 単に、形式的に協議会でこのことが議題になったというだけならば、大した意味はないだろうけれども、どういう議論がされていたかが読めるのなら意味があると思います。その辺はどうなのですか。

○事務局（綿貫公文書館長） この文書については見ておりませんので、具体的に何が書かれているかということまではわかりません。

○大濱会長 わかりました。

では、これについては、文書をもう一遍確認した上で判断するという形にしませんか。

○事務局（綿貫公文書館長） わかりました。それでは、中身を確認したいと思います。

○大濱会長 そのやり方は後で別途考えます。

ほかに何かございますか。

○木村委員 アスベスト関係についてです。

小学校の給食施設でのアスベストの問題について、今頃まだそんなことがあるのかということで関心が持たれているので、気になって、この資料で、廃棄する中にアスベスト関係のものがいないか、私も見たつもりだったのですが、郡司委員がおっしゃって、あったのだと気がつきました。

それで、この中に、給食関係についての通知・照会・回答は含まれていないということですか。

○事務局（綿貫公文書館長） 学校関係は、見た限りでは、余り詳しく載っていないですね。

○事務局（渡邊行政部長） 今、アスベストの問題について、第三者委員会を設けて検証してしまして、私はその事務局をやっているものですから、そこでの知識ということで若干申し上げます。

学校でのアスベストの問題に関しては、基本的に文科省、あるいは北海道と教育委員会の間でやっているという形になっていて、環境局は学校施設についてあまりタッチしてい

ないというのが実情みたいですね。ですから、仮にあるとしたら、教育委員会の文書ではないかと思います。通知関係については、文科省から来たり、横の連絡として来るという形になりますので、今おっしゃられた給食関係は、基本的には教育委員会の文書になるかと思いますが。

○木村委員 ほかのところはないというのはちゃんとチェックしているから、ほかには全然ないのだな思っていたので、今のご説明でよくわかりました。

○大濱会長 それでは、薄野活性化連絡協議会に関しては、もう一度確認した上で判断するというところでよろしいですね。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大濱会長 では、次の鈴江副会長からの質問について説明をお願いします。

○事務局(綿貫公文書館長) 鈴江副会長からのご質問について説明させていただきます。

鈴江副会長からのご質問は、資料4の3ページの質問番号4以降で、内容としては、資料2の移管文書の関係のことが多くなっております。

まず、資料2の2ページの37番以下に関して、秘書課関係の皇室行幸啓としてスポーツ大会の簿冊が保存の対象となっているけれども、スポーツ大会そのものの意義から選ぶ場合、どの課で保存することになり、また、その保存は可能なのかというご質問がありました。

保存のガイドラインでは、オリンピックや世界選手権大会、国民体育大会などの大規模なスポーツ大会に関する公文書を公文書館に移管すると定められておりますので、こういった大会や、これらに準じる大規模あるいは重要なスポーツ大会に関するものは、公文書館への移管を検討することになると思います。

それで、大規模スポーツ大会についてはスポーツ局が主管しておりますので、そこで文書を保存することになります。

また、過去の機構改革でスポーツ関係部局が変わっておりますが、そこにおける文書を引き継いで主管しているのもスポーツ局ですので、保存期間が満了するスポーツ局所管文書の中に重要な大会に関するものがないか、こういう機会に判断して、移管、廃棄を検討することになると思います。

以上が宮様スキー大会の関係でございます。

○大濱会長 鈴江委員、今の回答についてどうですか。

○鈴江副会長 つまり、スポーツ大会の場合は、規模や重要度によって仕分けをしているということですね。ですから、一定の線引きが存在していることにはなりますが、今のお話から推察すると、例えば、ここに挙げた宮様スキー大会は重要な大会とは位置づけていないということになりますか。

スポーツ局からこういうものが出てきても保存対象にならないという判断を今からされているのか、されていないのか、わかりませんが、現在の時点ではどうでしょうか。

○事務局(綿貫公文書館長) 価値判断として難しいところはございますが、ガイドライ

ンで例示されているオリンピックや世界選手権、国民体育大会に比べると、スポーツ大会としての規模はやや小さいとは思いますが、宮様がおいでになるということで、その接受の関係等がございますので、今までは、秘書課で所管している文書を保存してきたということです。

それで、今までの私どもの考え方としては、宮様スキー大会そのもののスポーツ的な側面については、それほど重要性がないのではないかと判断しております。

○大濱会長 それでは、次の財政史の関係について説明してください。

○事務局（綿貫公文書館長） 今回、財政史1から16までを移管することにしております。

財政局に問い合わせたところ、札幌市の財政の沿革について、16分冊という大変な分量で詳しくまとめられている資料ということですので、非常に重要なものだと判断して、移管したいと考えております。

○大濱会長 それでは、次の地域スポーツ指導員の関係について説明してください。

○事務局（綿貫公文書館長） 地域スポーツ指導員の関係についてですが、これは制度が変わって、現在はスポーツ推進委員となっております。

この委員は、地域スポーツの振興を図るために、全市的なスポーツイベントの企画・運営・調整など、いろいろなお手伝いをされている方々で、各地域にいらっしゃいます。地域によって、活動が活発なところと、そうでないところがありますが、例えば、連合町内会で行われるスポーツイベントなどの中心になって活躍している委員もいらっしゃいます。

それで、今の制度とは若干違うのですが、昭和52年から60年頃にかけて、いろいろな種目で地域スポーツ指導員制度があって、その関係の文書が今回まとまって期限が来たということで上がってきました。

地域スポーツ指導員制度そのものの重要性をどう見るかについては議論があると思うのですが、こういった制度の始まりから終わりまでの文書がまとまって出てくるのは、なかなか珍しいケースで、制度の最初から最後までが分かりやすいということで、サンプル的な意味合いもあって、移管と判断いたしました。

○大濱会長 よろしいですか。

○鈴江副会長 保存対象にされるのはいいと思いますが、昭和52年から60年という、割に年次に幅がある簿冊の中身は、指導員の任免などということですか。それとも、指導員が実際になさった指導の内容などが書かれていて、一定程度のものがまとまっているというものなのでしょうか。その中身が知りたいので、質問します。

○事務局（綿貫公文書館長） こちらでも詳しい中身までは把握していませんが、中心になるのは、制度そのものを作ったときの話や任免の関係、あるいは種類などだと思います。

それで、指導員の任免などとは別に、個別のイベントについては、イベントごとにいろいろな動きがありますので、それほど詳しく入っていないのではないかと思います。

○大濱会長 指導員の名前は残しておく必要があるのですか。

○事務局（綿貫公文書館長） 名前というか、この制度がどう展開されたかが全体として分かるので、一つのサンプルとして残したいと思います。

○大濱会長 一括であがってきているから、発足時のものを残すということですね。

○事務局（綿貫公文書館長） そうですね。今まで、まとまってあがってくるということがなかなかなかったものですから、そういう例として参考になるかなと思いました。

○大濱会長 では、次の乳酸菌飲料関係の収去関係について説明してください。

○事務局（綿貫公文書館長） 乳酸菌飲料関係の収去関係についてですが、収去関係とは何かというご質問でした。

これはあまりなじみのない言葉ですが、食品衛生法に基づいて、保健所が、食品に微生物や残留農薬あるいは食品添加物などがいないかどうかを検査するために、店舗とか製造施設からサンプルを採取して持っていくことを収去と言い、抜き取って検査することを収去検査と言っております。それによって問題があれば、営業許可を取り消したり営業停止を命じます。

ここに載っている件は、特定の乳酸菌飲料について収去検査を行ったところ、乳酸菌が十分に含まれていないことがわかって、札幌市から製造業者に営業停止命令をかけたことに対して、業者側が不服審査請求や損害賠償請求を起こした、そういう経過がある事件でございます。

それで、訴訟などといった事件にまで発展した事案なので、重要だと判断して、移管したいと考えております。

○大濱会長 次の白本2と青本2について説明してください。

○事務局（綿貫公文書館長） 白本、青本という言葉が財政関係で時々出てきます。色の名称だけではよくわからないと思いますが、いずれも、指定都市市長会や指定都市議長会などから、国の省庁とか政党などに対して、予算絡み、財政絡みの要望や提案をする文書のことを言っております。

白本は、政令指定都市に共通する課題の解決に関係する国の施策や予算について、全般的に提案を行うもので、俗に白本提案と言っております。

これに対して、青本は、大都市の課題、特に税財政制度の改正について、場合によっては中長期的な観点も含めて、指定都市としての要望を指定都市市長会とか議長会でまとめて国や政党に出すもので、俗に青本要望とも言われております。

これらは、札幌市単独ではなくて、政令指定都市が集まって取りまとめて出すという性格のものですが、それを出すにあたっては、財政局が各局に札幌市の現状に関する資料を出させて、札幌市としてはこういう課題があるということでまとめて、それを青本と白本に反映させていきます。

それで、公文書としては、「(財特)」と書いているものがありますが、これは、財政関係の特別委員会に提案するときの資料で、札幌市がその時々抱えている重要課題がま

とまって見えてくるということで、青本、白本の資料の中でも、「(財特)」と書いてあるものを移管するのがいいのではないかと考えております。

特別委員会については、名前がいろいろ変わっておりまして、選挙がある度に組み直しているようなのですが、現在は、大都市税財政制度・人口減少対策調査特別委員会という名前になっています。ここに載っている件の平成15年当時は税財政制度調査特別委員会、19年度から22年度にかけては税財政・地方分権調査特別委員会ということで、その都度、名前が変わっていますが、財特は財政関係の特別委員会に提出する資料ということで、まとまっていると判断しております。

○鈴江副会長 保存の価値はよく分かりました。ただ、前にもご説明を頂いたという記憶はあるのですが、中身が分からないので、もしかしたらまたお尋ねするかもしれません。よろしくをお願いします。

○大濱会長 では、次のセンター保管の市政等資料について説明してください。

○事務局(綿貫公文書館長) ご質問は、公文書館が永久保存として選別したものが廃棄になってしまうのかということでした。

これについては、内容的に書籍としてまとまっているものですから、捨ててしまうのではなくて、公文書扱いというよりは、むしろ書籍として扱ったほうが良いと判断しております。公文書としては廃棄扱いにしますが、書籍という形で公文書館できちんと保存してまいりたいと考えております。

○大濱会長 次の30年を超えて保存してきた文書についての質問に対する事務局の意見ををお願いします。

○事務局(前田総務課長) 30年を超えて保存してきた文書についてですが、保存期間が30年のものを決定する際には、その簿冊内に存在する公文書の性質や種別、文書としての重要性を考慮して決定しております。

それで、30年と決定した文書が期限に到達した際、保存を満了とするのか、30年以上に延長するのかという点については、実務上の必要性で判断しております。

そういったことで、30年限りで保存を満了したものと、30年以上になったものとは、実務上の必要性としては30年以上のものの方が高いと言えると思うのですが、副会長からご質問をいただいた公文書としての重要性ということでは、一概に、年数が長いほど重要性が高いと言えるものではないと考えております。

○鈴江副会長 今のご回答でよろしいのですが、市の公文書の保存期間については、この何年かで、永年文書をやめて30年に変えたということですかよね。

かつては、永年文書として一定年数がたてば廃棄していいものもあったかもしれないけれども、中には、永年保存しなければいけないという法制上あるいは事務上の縛りがかかっているものもあったかもしれないわけです。そういうものを全部30年保存にして、公文書館への移管の対象にしているので、30年を超えるものについて少し気になるということですね。廃棄していいかどうかと聞かれば、内容はどうかであったかが気になるので、

あえてご質問いたしました。

今のお答えで理解できますが、今後とも、永年をやめて30年としたという制度上、本来保存すべきものが何なのかという視点から考えると、漏れていかないのかなと気にしておりますので、その点も、今後の保存あるいは廃棄の際に少し気を払っていただければと思います。

○大濱会長 30年を過ぎて本省の原課で持っていたいというものがあっても、30年が来たら全部こっちに移して、必要ならば公文書館に来て行政利用してもらおうということをやらないと、公文書館の将来におけるステータスは保てないのです。

そういう意味でいえば、30年が来たら、残したくても、全部こちらに移管してもらって、廃棄について協議が調べば廃棄するという姿勢のほうが、本来的な公文書館の位置づけがよくなると思います。

それで、もう一つの質問の移管選別の体系について、最初に話があったけれども、そういう形で流れを作ろうとしているわけですから、その辺で何か問題があったとか、こういうことを考えたいというのがあれば話していただきたいと思います。

○事務局（綿貫公文書館長） 30年たてば原則移管としてはどうだろうかという話がありましたが、文書の性質によっては、もちろんそういったものもあると思います。

ただ、例えば、施設を所管している部局の施設関係の文書は、施設がある限りは原局で使っていきますので、公文書館で図面とか施設管理関係のものを預かるのはなかなか厳しいかなと考えます。中身によって、移管可能なものは移管していただいて、それを見ていただくという形が望ましいと思います。

関連して、質問番号9の移管選別の体系に関してですが、平成25年から移管選別を行ってきて、体系的にどうなのかについて検証できる段階ではないかというご質問がありました。

現在の保存、移管の体系は、公文書の管理に関するガイドラインに基づいておりますので、例えば、どのように移管されたかを体系的に見るのであれば、指定基準別に検索すると、ガイドラインのこういう体系で移管されているということは分かると思います。

それで、ガイドライン自体がいいのか悪いのかということも含めての検証に関しては、平成26年6月に、工事関係などについてガイドラインの基準の追加を行って、その後、26年、27年、28年と、毎年、選別作業や原課との協議を重ねております。

そして、ガイドラインにはそこまで書いていないわけですが、叙勲の関係であれば、主管しているのは秘書課だから、秘書課のものを中心に残していったらいいのではないかと、そういう作業をしていく中で、だんだん見えてきているものもあります。

しかし、まだ、25年、26年、27年、28年の4年間の移管作業ですし、延長されているものもかなりあって、また、我々が実際に触れていない文書もたくさんございますので、今は、走りながらというか、こういう基準でやるということを具体化しながら進めております。

その結果については、毎年この審議会で見えていただいて、いろいろご意見を頂戴しているわけですが、それも含めて経験を積み重ねているところをごさいますて、そういったものがだんだん整理されてくれば、ガイドラインの基準の追加ということでお諮りをして、成文の形で加えていくなり修正していくということになると思います。

現状で、そういう方向性が少しずつ出てきている分野もございしますが、いろいろな事例に当たって、なお検証を加えていきたいと現場では考えております。

○鈴江副会長 この制度によって選別するというやり方は、5年もたっていないわけですから、私が言ったことに実際に手をつけるのはまだ難しい年数ではないかなとは思いますが、10年ぐらいたてば、そのことは可能になるのではないかと思って、今の段階で言ったわけです。

確かに、実際の選別事例を見て、基準をさらに精密化するということはあると思いますが、一方で、例えば、札幌市で1年間に生み出される文書の中でどの辺を保存しているのかという地図のようなものがやがてできるだろうと思います。

この選別基準は、組織横断的な基準であるわけですが、この基準で選別した結果、一体何が残ったのかということをごだんだん明らかにしていくことによって、基準あるいはその適用の仕方が有効なのかどうかを検証できるのではないかと思います。

大濱会長は、しきりに、市の中核の文書が残っているのかどうかとおっしゃっていますが、そういうものが残っているのかということもあると思います。

それから、もう少し細かなこととして、こういう点は考えどころかなと思うことがあります。

郡司委員のご質問に区の文書のごことが出ていて、それは保存対象にならないという事例だったと思います。札幌市の公文書の主要なものは、本庁の各局の文書だろうと思いますが、今まで、区の文書はどのようなものが保存されていたか、事例でなくて、感覚としてでもお聞かせ願えたらと思います。

一種の出先である区の文書は、どこを押さえたらいのかということです。特に、各区の特徴ある文書を保存したいと願ったとしても、実際には残らないということが結構あるだろうと思いますが、先ほど言った地図のようなものがあれば、区の文書のどの辺が残っていればいいのか、あるいは残すべきなのかという視点が出てくるだろうと思います。

これから何年間か積み重ねていく中で、地図のようなものとして、保存の結果あるいは課題が見えてくるといいのではないかとご思って、質問をいたしました。

もし、区の文書でこの辺のところを残すということがお考えの中にあつたら、お聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（綿貫公文書館長） 区の文書については、制度に基づいて、ルーチンワーク的に処理している部分が多いものですから、特異な事例はなかなか出てまいりません。

今まで見てきた中では、率直に言って、区の文書でガイドラインに該当するような長期保存のものは、ほとんどありませんし、移管になるものは余り出てきていないといった印

象を受けております。

特に何か事件が起きたり、訴訟沙汰になるようなことが起きれば、残る場合もありますが、通常の事務処理の関係で残るものは余りないと今のところは思っております。出てきたものを見る限りでは、そういう印象を持っております。

○大濱会長 移管選別のやり方としては、行政実務上、使用度が高いものを体系的に残すという流れを作ろうと思っているのですよね。それを作っていくことが大事なわけです。

今は4年目で、10年ぐらいかければ見えないと思うけれども、その流れがどの程度までできているのかということの一つ頭に置くべきだと思います。

それから、先ほど言った図面類は、それぞれのセクションできちんと管理していくことが一番重要で、その辺がちゃんと管理されているかどうかについて、何かのときに確認しておく必要があるのです。要するに、組織が変わると図面類がなくなっちゃうということもあり得るので、移管の検討のときに、その辺のところ目をつけて、そこにちゃんとあるかというのは見ておいたほうがいいだろうと思います。

公文書館の存在意義を確かめる上では、可能な限り行政利用に耐え得る公文書館になっていくことがまず重要で、そんな意味での検証というか、そういう問題をこれからの議題にしていきたいと思っております。

事前に出ていた質問に関する説明は終わりましたが、そのほか、質問はございますか。

それでは、今日出た問題の中で、クリーン薄野活性化連絡協議会等に関しては、もう一度文書を点検して、廃棄がいいのかどうかを検討することにして、ほかのものは、今回提出されたリストのとおりでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大濱会長 では、そのようにさせていただきます。

そして、クリーン薄野活性化連絡協議会等に関しては、もう一度、委員会で確認することが必要かもわかりませんが、私と郡司委員がその部分を確認して、廃棄か否かを決めるという形で一任いただければ、そのようにしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大濱会長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、それ以外のものについては原案どおりといたします。

以上で議題の審議は終わりましたが、一つお願いしたいことがあります。

前回は最後に言ったことですが、アジア大会については、特に会計帳簿など、記録をちゃんと残すことが重要だと各セクションに対して通知しておいたほうがいいだろうと思います。要するに、公文書館がこういう形になってから初めての大きな大会だろうと思うので、その辺のところは是非お願いしたいと思います。

もう一つ、今まで、榎本さんが軸になって、公文書館の啓蒙事業をやられてきましたよね。

それで、先ほど事務局と話をしましたが、国立歴史民俗博物館が、学校と歴博をつなぐ

博学連携研究員会議を作っていて、全国の小・中・高校の先生を対象にして研究員を募集して、指導要領に基づいて、いろいろな報告をさせています。

それは、博物館で物があるからやれるということもあるけれども、公文書館も、学校の先生たちや生徒が来ているわけで、ここにあるものを使った市民教育というか、社会科教育みたいなものとして、どういうことができるかを検討してほしいと思います。

限られた人数の中では大変だろうと思うけれども、今までの実践を踏まえて、公文書館と学校をつなぐという形での市民意識の醸成なり郷土教育をこれからぼつぼつ考えたいし、場合によれば、ここでその議論をしてもよいのではと思います。この館の人たちや専門員の人は大変だろうけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

歴史博の研究員会議に関する資料は差し上げます。

私からはそれだけですが、何かございますか。

なければ、連絡事項をお願いします。

○事務局（綿貫公文書館長） 連絡事項として、まず、来年度の事業計画に関してです。

まだ市議会が始まってなくて、来年度予算を提案していない段階ですから、この場で、公文書館の来年度の事業計画の詳細については申し上げづらいところですが、全体的には、平成28年度とおおむね変わらないような形で展開したいと考えておりますので、その点だけお知らせしておきたいと思います。

この件については以上でございます。

○大濱会長 その予算要求に、学校と文書館をつなぐための研究予算は入れられないのですか。

○事務局（綿貫公文書館長） 来年度の予算には、そういった項目は入っておりません。

○大濱会長 今からつけ加えられないのですか。

○事務局（綿貫公文書館長） これからつけ加えるのは、時期的に非常に困難です。

○事務局（渡邊行政部長） 予算を組むとなると、どういうことをやっていくのかという方針なり、ある程度具体化したプランが要るのですが、お話も今聞いたばかりですので、すぐ実行できるものではないということです。

○大濱会長 来年から何年かやれば、5年後には予算がつくのではないですか。

○事務局（渡邊行政部長） それは何とも言えませんが、まずは、その資料を頂いた上で、どんなことができるのか、考えていきたいと思います。

○大濱会長 では、ほかの連絡事項をお願いします。

○事務局（野澤文書事務担当係長） 文書事務担当係長の野澤でございます。

先ほど、再度点検することとなったクリーン薄野活性化連絡協議会については、会長、郡司委員に確認していただき、その結果は通知等で委員の皆様にご連絡を差し上げたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、次回の会議についてですが、今年度の会議は今回が最後ということで、年度明けの夏ごろを予定しております。日程などについては改めて調整をさせていただきたい

と思いますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

3. 閉 会

○大濱会長 それでは、長時間になりましたが、議事が全て終わりましたので、今日の会議はこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。ご苦労様でした。

以 上